

(2) 推進委員会の開催

※会場はいずれも東伊豆町役場会議室

会議名	開催日	協議内容
第1回スーパー食育スクール事業推進委員会	平成26年 6月24日(火) 14:30~16:30	協議題1「本事業を通して 目指す生徒の姿」 協議題2「目標実現に向けた方 策について」
第2回スーパー食育スクール事業推進委員会	平成26年 10月28日(火) 14:30~16:30	協議題1「現時点における成果 と課題」 協議題2「成果の普及啓発につ いて」
第3回スーパー食育スクール事業推進委員会	平成27年 2月24日(火) 14:30~16:30	協議題1「本年度の成果と 課題」 協議題2「次年度に向けた具体 的方策」

【参考】

スーパー食育スクール事業推進委員会設置要綱
<p>(設置)</p> <p>第1条 学校における食育を充実するためスーパー食育スクール事業実践校を指定し、食に関する指導のより一層の充実を目指すため、スーパー食育スクール事業推進委員会（以下「推進委員会」という。）を置く。</p>
<p>(所掌事項)</p> <p>第2条 推進委員会は、次に掲げる事項について検討する。</p> <p>(1) 実践校における食育推進の基本的方針に関すること。</p> <p>(2) 外部機関と連携した食育推進体制の整備に関すること。</p> <p>(3) 食育の多角的効果についての検証及び成果の普及啓発に関すること。</p>
<p>(組織)</p> <p>第3条 推進委員会は、学識経験者、県教育委員会、市町教育委員会及び担当課、栄養教諭、実践校関係者、地域代表者のうちから教育総務課健康安全教育室長が委嘱する。</p>
<p>(委員長等)</p> <p>第4条 推進委員会には、委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。</p> <p>(1) 委員長は議長を務める。</p> <p>(2) 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。</p>
<p>(委員会)</p> <p>第5条 推進委員会に部会を置くことができる。委員会の組織及び運営については、別に定める。</p>
<p>(庶務)</p> <p>第6条 推進委員会の庶務は、県教育委員会教育総務課において処理する。</p>
<p>(その他)</p> <p>第7条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。</p>
<p>附 則</p> <p>この要綱は、平成26年5月1日から施行する。</p>